

特定中核的民間施設等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法43の3)

事 業 年 度	・	・	法人名
---------	---	---	-----

特 别 傷 却 の 種 類	1	43条の3第()項()号	43条の3第()項()号	43条の3第()項()号
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定中核的民間施設等の種類等	2	()	()	()
特定中核的民間施設等の名称	3			
取 得 等 年 月 日	4	平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·
購 入 先	6			
取 得 価 额	7	円	円	円
特 別 傷 却 率	8	100	100	100
特 別 傷 却 限 度 額 (7) × (8)	9	円	円	円
償却・準備金方式の区分	10	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件	基本構想等の同意(承認)年月日	11	平 · ·	平 · ·
	中核的民間施設等の所在地	12	()	()
	中核的民間施設等の取得等に必要な資金の額	13	円	円
	建物附属設備及びその 建物の所有床面積	14	m ²	m ²
	中核的民間施設等に含まれる部分の 建物の所有床面積	15		
床面積割合 (15) (14)	16	%	%	
保全事業等の計画又は 事業計画の認定年月日	17	平 · ·	平 · ·	
保全事業等資産の所在地	18			
一の建物及びその附属 設備の取得価額	19	円	円	
その他参考となる事項	20			

保 有 割 合 の 判 定

発行済株式の総数又は 出資金額若しくは拠出金額	21		地 方 保 有 等 公 有 す 共 有 の 明 細 の 株 式 数	地 方 公 共 团 体 名	保有株式数又は出資 金額若しくは拠出金額
地方公共団体の保有株式数又は出 資金額若しくは拠出金額 (26)	22			24	
保 有 割 合 (22) (21)	23	%		25	
				計 (24)+(25)	26

特別償却の付表（八）の記載の仕方

- 1 この付表（八）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定中核的民間施設又は保全事業等資産（以下「特定中核的民間施設等といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 この付表（八）記載順序は、次のとおりです。
 - ① (21)欄から(26)欄までの各欄
 - ② (14)欄から(16)欄までの各欄
 - ③ (1)欄から(13)欄までの各欄
 - ④ (17)欄から(20)欄までの各欄
- 3 「特別償却の種類1」は、措置法第43条の3第1項又は第2項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、（）内に該当項及び該当号又は表の該当号を記載してください。
- 4 「特定中核的民間施設等の種類等2」には、特定中核的民間施設等が「建物」、「建物附属設備」又は「機械及び装置」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、その種類、構造、細目等を記載します。また、保全事業等資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の該当の番号を（）内に記載してください。
- 5 「特定中核的民間施設等の名称3」には、例えば「〇〇研究センター」、「〇〇観測所」等のように特定中核的民間施設等の名称を記載します。
- 6 「取得価額7」には、特定中核的民間施設等の取得価額を記載しますが、保全事業等資産が機械及び装置である場合には1台又は1基の取得価額が180万円に満たないものはこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。

また、その特定中核的民間施設等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「特別償却率8」の分子には、措置法第43条の3第1項各号又は同条第2項の規定の区分及び資産の種類に応じ、その適用される特別償却率を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分10」は、その特定中核的民間施設等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを〇で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「中核的民間施設等の所在地12」には、中核的民間施設等の所在地を記載するほか、その施設が整備される区域の名称を（）内に例えば「〇〇新都心地区」等のように記載してください。
 - (2) 「中核的民間施設等の取得等に必要な資金の額13」には、特定中核的民間施設を含む中核的民間施設等（その施設に含まれる建物について地方税法第6条の規定により固定資産税及び不動産取得税が軽減又は免除されるものに限ります。）の取得等に必要な資金の額（その施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除きます。）を記載しますが、この金額が6億円に満たない場合には、措置法第43条の3第1項の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (3) 「建物の所有床面積14」には、建物及びその附属設備に中核的民間施設等に含まれる部分と含まれない部分とがある場合に、その含まれない部分をも含めた建物の床面積（法人が所有する部分の床面積に限り、機械室、廊下、階段その他共用に供るべき部分の床面積（以下「共用部分の床面積」といいます。）を除きます。）を記載します。
 - (4) 「中核的民間施設等に含まれる部分の建物の所有床面積15」には、上記(3)の「建物の所有床面積14」のうち、中核的民間施設等に含まれる部分の建物の床面積（共用部分の床面積を除きます。）を記載します。
 - (5) 「床面積割合16」の割合が25%未満である場合は、その建物及び建物附属設備について措置法第43条の3第1項の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (6) 「一の建物及びその附属設備の取得価額19」には、一の建物及びその附属設備の取得価額を記載しますが、その金額が2,000万円（平成14年3月31日以前に取得等をしたものについては1,700万円）に満たないものはこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。
- 10 「保有割合の判定」の各欄は、特定中核的民間施設等を事業の用に供した日の現況により記載し、「保有割合23」が次の割合である場合には、それぞれ次の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (1) 50%未満の場合 措置法第43条の3第1項
 - (2) 25%未満の場合 措置法第43条の3第2項